

埼玉県障害児就学支援委員会会場傍聴要領

埼玉県障害児就学支援委員会

1 趣旨

この要領は、埼玉県障害児就学支援委員会の開催の場所における傍聴（以下「会場傍聴」という。）の手續、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は、5人とする。

3 傍聴する場合の手續

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付で住所（市町村のみ）及び氏名を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従い、入場する。
- (2) 傍聴の受付は、会場にて会議開始30分前より先着順で行う。定員になり次第、受付を終了する。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- (2) 委員長は、傍聴者が5の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退出を命ずることができる。

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

- (1) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。
- (2) 会議が非公開とされた場合は、傍聴者は速やかに退出しなければならない。

付 則

この要領は、令和6年6月27日から施行する。